

国立大学法人大阪大学工事請負契約競争加入者心得

(趣旨)

第1 国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）で発注する工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人大阪大学会計規程（以下「規程」という。）、国立大学法人大阪大学契約規則（以下「規則」という。）及び国立大学法人大阪大学工事請負等契約細則（以下「細則」という。）に定めるものほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であって、契約権限者が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 競争加入者は、前項の入札保証金を納める場合は、大阪府内が支払地である銀行保証小切手を提出するか、又は、本学が指定する預金口座に振込まなければならない。

第4 競争加入者は、保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の還付)

第5 入札保証金は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第6 入札保証金は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

(入札)

第7 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第8 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならぬ。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第9 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を別添1の入力画面上において作成のうえ提出することができる。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第10 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第11 競争加入者は、規則第7条及び第8条の規定に該当する者を競争加入者の代理人することはできない。

（入札場の自由入退場の禁止）

第12 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第26の立会い職員以外の者は入場することができない。

第13 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第14 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第15 競争加入者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第16 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第17 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

（入札書の提出）

第18 競争加入者は、本学の指定する入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び入札件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行事場に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を別添2の入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

第19 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約権限者においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名

及び入札日時を記載し、契約権限者あての親展で提出しなければならない。

第20 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第21 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならぬ。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人の有効な電子証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第22 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならぬ。

（入札書の引換え等の禁止）

第23 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

（競争入札の取りやめ等）

第24 契約権限者は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（無効の入札）

第25 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書

三 入札件名の表示、入札金額の記載のない入札書

四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）

五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書）

六 入札件名の表示に重大な誤りのある入札書

七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書

八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書

九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書

十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書

十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められ

る者の提出した入札書

十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第26 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第27 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（規程第43条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第28 予定価格が1千万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（規程第43条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約権限者の行う調査に協力しなければならない。

第29 予定価格が1千万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（規程第43条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なもの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第30 第28及び第29の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第31 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約権限者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第32 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第33 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権限者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約権限者が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第34 落札者が第33に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取

り消すものとする。

(請書等の提出)

第35 業務委託契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第33に定める期間内に請書その他これに準ずる書類を契約権限者に提出しなければならない。ただし、契約権限者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第36 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上〔100分の30以上〕の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

【注：〔〕は当該契約が建設工事及び特定調達契約に該当する場合に適用する。】

2 契約の相手方は、前項の契約保証金を納める場合は、本学が指定する預金口座に振込まなければならない。

第37 契約保証金として納付する担保が銀行又は契約権限者が確実と認める金融機関の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書類を契約権限者に提出しなければならない。

第38 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書類を契約権限者に提出しなければならない。

第39 契約の相手方は、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約権限者に提出しなければならない。

第40 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約権限者に提出しなければならない。

(契約保証金の帰属)

第41 落札者が納付した契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第42 契約保証金は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第43 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(心得の改廃)

第44 この心得の改廃は、施設部長が行うものとする。

附 則

この取扱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年5月6日から施行する。

別添 1

文部科学省電子入札システム、奈良市望若クリエイアンダー - Microsoft Internet Explorer

2003年10月17日 11時27分

入札情報サーバー入札(工事)入札(物品)審査回答 書類提出

書類提出

決定案件番号
調達案件名
執行回数
審査日時
企業ID
企業名
代表者氏名
連絡先名
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail

0000011000001000020200300060
通常型指名競争入札?
1回目
H15年10月17日 午前11時40分
131
神奈川建設(株)
神奈川太郎
神奈川建設(株)
神奈川五郎
神奈川中原、兵庫市西区みだなとみやざわ1-1-1
045-111-1111
supplier3@jgnos

書類提出提出戻る

別添2

文部科学省　電子入札システム　多頭希望者クライアント - Microsoft Internet Explorer

2003年10月16日 15時49分

■□×

■

■**入札情報サービス** ■**入札(玉掛け)** ■**入札物品** ■**調査回答** ■**入札書**

■**新規案件登録** ■**新規案件一覧** ■**入札状況一覧**

■**入札情報サービス** ■**入札(玉掛け)** ■**入札物品** ■**調査回答** ■**入札書**

■**新規案件登録** ■**新規案件一覧** ■**入札状況一覧**

登録者名稱 調査案件番号
調査実行名稱 一般競争入札(標準)10162
1回目 H15年10月16日 午後04時15分
締切日時 入札金額
円(税抜き)
円(税抜き)
内訳書追加
参照

内訳書
企業ID
企業名稱
代表者氏名
<連絡先>
連絡先名稱
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail
131
神奈川建設(株)
神奈川太郎
神奈川建設(株)
神奈川五郎
神奈川県横浜市西区みなとみらい11-1-1
046-111-1111
supplier-31@cuds
supplier-31@cuds

提出内容確認 リセット 戻る